

News Letter

TOTAL MANAGEMENT SERVICE

米国では、大統領選挙の投開票が行なわれ、まさに「政治」のシーズン！日本では、「春の桜」とともに日本の四季を感じさせてくれる「紅葉」シーズンでもあります。「紅葉」は、昼夜の気温差が大きいほど、美しくなるとも言われていますが・・・「政治」も、振り子が大きく変わるほど、美しく生まれ変わるのでしょうか？「紅葉」を愛でる、落ち着いた日本の心を保ちつつ「激動の世界」に冷静に俯瞰する11月の一ヶ月間でありたりとも思っています。掲載内容に関してご不明点などがございましたら、TFSコンサルティンググループまでどうぞお気軽にお問い合わせくださいませ。

11
2020



TFSグループ (税理士・会計士・社労士・行政書士)

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-11 山一ビル5階
TEL : 03-3225-6400 FAX : 03-3225-6405
MAIL : info@tfsnavi.com

何が変わった？ 令和2年分年末調整

年末調整の時期です。令和2年分では、所得税の改正に伴い、提出する申告書が増えるなど、これまでと一部異なります。昨年から何が変わったのか、概要をまとめました。

給与所得控除の改正

平成30年度税制改正により、給与所得控除額が改正され、原則一律10万円引き下げた上で、給与所得控除額の上限が圧縮されて195万円となりました。

所得金額調整控除の新設

給与所得控除額の上限が195万円となったことを受け、給与所得控除額が10万円を超えて減少することとなる年収850万円を超えるサラリーマンについて、以下のいずれかの要件に該当する場合には、改正前より10万円程度の減少で抑えられるように調整する「所得金額調整控除」が新設されました。

- ・ 本人・同一生計配偶者・扶養親族のいずれかが特別障害者に該当
- ・ 年齢23歳未満の扶養親族を有する

なお、年末調整時に「所得金額調整控除」を適用するためには、“**所得金額調整控除申告書**”を提出しなければなりません。

基礎控除の改正

平成30年度税制改正により、基礎控除額が改正され、原則一律10万円引き上げた上で、合計所得金額に応じた控除額の制限が設けられました。

合計所得金額		控除額
2,400万円以下		48万円
2,400万円超	2,450万円以下	32万円
2,450万円超	2,500万円以下	16万円
2,500万円超		—

なお、年末調整時に「基礎控除」を適用するためには、“**給与所得者の基礎控除申告書**”を提出しなければなりません。

申告書の新様式

「所得金額調整控除申告書」や「給与所得者の基礎控除申告書」は、国税庁が作成した様式では、“**給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書**”として、“給与所得者の配偶者控除等申告書”と兼用する形で1枚にまとめられています。

国税庁HP「手続名」給与所得者の基礎控除、配偶者（特別）控除及び所得金額調整控除の申告書 | https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/1648_73.htm

扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除の改正に伴い、扶養親族等の合計所得金額要件も一律10万円引き上げられました。ここでは、年末調整時に影響する主な区分を取り上げてご紹介します。

扶養親族等の区分	合計所得金額要件
同一生計配偶者	48万円以下
扶養親族	48万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	48万円超133万円以下
勤労学生	75万円以下

ひとり親控除・寡婦（寡夫）控除の改正

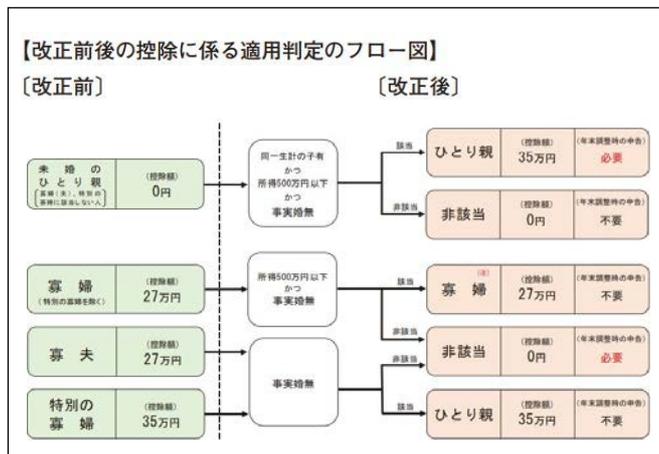
未婚のひとり親に配慮した「ひとり親控除」が令和2年度税制改正で新設されました。ひとり親の主な要件は、次のとおり。

現に未婚又は配偶者が生死不明など一定の人のうち、次の要件すべてを満たしている人

- ①生計を一にする子を有する
- ②本人の合計所得金額500万円以下
- ③事実婚と認められる相手がいない

また、これに伴い寡婦（寡夫）控除は、ひとり親に該当しない寡婦に係る寡婦控除として一部要件が見直された上、改組されています。なお、「特別の寡婦」は廃止されました。

実務上は、以下の【改正前後の控除に係る適用判定のフロー図】などで年末調整時の申告が必要か否かを確認し、既に提出している扶養控除等申告書を適宜見直しましょう。



国税庁HP「令和2年分 年末調整のしかた」<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2020/01.htm>

源泉徴収簿の様式改正

これまでご案内した改正に伴い、源泉徴収簿の様式も改正されています。

令和元年度分 源泉徴収簿 (抜粋)

令和2年度分 源泉徴収簿 (抜粋)

国税庁HP「令和2年分 年末調整のしかた」<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2020/01.htm>

この他、ひとり親に該当する場合は、以下のような追加記載が必要となります。この場合、便宜的に令和3年分の源泉徴収簿を令和2年分として利用しても、問題ありません。

〔記載例〕源泉徴収簿 (ひとり親に該当する場合)

扶養親族等の申告	源泉控除対象配偶者	一般の扶養親族	特定扶養親族	老人扶養親族	障害者等	該当するものを○で囲んでください。	従たる親の扶養親族と控除対象扶養親族の合計	配偶者の有無
有・無	有・無	当	当	当	当	本人・配・扶 (人)	当	有・無
有・無	有・無	当	当	当	当	本人・配・扶・特 (人)	当	有・無
有・無	有・無	当	当	当	当	本人・配・扶・特・寡・夫 (人)	当	有・無
有・無	有・無	当	当	当	当	本人・配・扶・特・寡・夫・勤労学生・ひとり親 (人)	当	有・無

国税庁HP「令和2年分 年末調整のしかた」<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2020/01.htm>

年末調整手続きの電子化

年末調整関係書類のうち、これまで扶養控除等申告書など一定の申告書の電子化は認められていましたが、令和2年10月1日以後に提出する、生命保険料控除、地震保険料控除、住宅借入金等特別控除に係る証明書等についても電子化が可能となりました。

なお、電子データとして申告書等の提供を受けるには、予め所轄税務署長へ「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」を提出し、承認を受ける必要があります。



2020年度の地域別最低賃金 40県で1円～3円の引上げに

最低賃金の種類と改定タイミング

企業は、定められた最低賃金以上の賃金を労働者に支払うことが義務付けられています。

この最低賃金には、次の2種類があります。

- 都道府県ごとに定められた「**地域別最低賃金**」
- 特定の産業に従事する労働者を対象に定められた「**特定（産業別）最低賃金**」

このうち「地域別最低賃金」は毎年10月頃に改定されることになっており、2020年度についても全都道府県の各地方最低賃金審議会にて調査・審議が終了し、「地域別最低賃金」の改定額が決定しました。

今年度の地域別最低賃金と発効日

2020年度の地域別最低賃金と発効日は、下表のとおりとなっています。2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、大幅な引上げはされず、

- **40県で1円～3円の引上げ**
- **7都道府県で据え置き**

となりました。

パートタイマーやアルバイト等の時給者の賃金が最低賃金を下回っていないか確認するとともに、月給者についても1時間あたりの賃金額を算出し、最低賃金を下回っていないか確認しましょう。

表 2020年度の地域別最低賃金（単位：円）

都道府県名	最低賃金時間額		引上額	発効日	都道府県名	最低賃金時間額		引上額	発効日
	改定前	改定後				改定前	改定後		
北海道	861	861	-	-	滋賀県	866	868	2	2020年10月1日
青森県	790	793	3	2020年10月3日	京都府	909	909	-	-
岩手県	790	793	3	2020年10月3日	大阪府	964	964	-	-
宮城県	824	825	1	2020年10月1日	兵庫県	899	900	1	2020年10月1日
秋田県	790	792	2	2020年10月1日	奈良県	837	838	1	2020年10月1日
山形県	790	793	3	2020年10月3日	和歌山県	830	831	1	2020年10月1日
福島県	798	800	2	2020年10月2日	鳥取県	790	792	2	2020年10月2日
茨城県	849	851	2	2020年10月1日	島根県	790	792	2	2020年10月1日
栃木県	853	854	1	2020年10月1日	岡山県	833	834	1	2020年10月3日
群馬県	835	837	2	2020年10月3日	広島県	871	871	-	-
埼玉県	926	928	2	2020年10月1日	山口県	829	829	-	-
千葉県	923	925	2	2020年10月1日	徳島県	793	796	3	2020年10月4日
東京都	1,013	1,013	-	-	香川県	818	820	2	2020年10月1日
神奈川県	1,011	1,012	1	2020年10月1日	愛媛県	790	793	3	2020年10月3日
新潟県	830	831	1	2020年10月1日	高知県	790	792	2	2020年10月3日
富山県	848	849	1	2020年10月1日	福岡県	841	842	1	2020年10月1日
石川県	832	833	1	2020年10月7日	佐賀県	790	792	2	2020年10月2日
福井県	829	830	1	2020年10月2日	長崎県	790	793	3	2020年10月3日
山梨県	837	838	1	2020年10月9日	熊本県	790	793	3	2020年10月1日
長野県	848	849	1	2020年10月1日	大分県	790	792	2	2020年10月1日
岐阜県	851	852	1	2020年10月1日	宮崎県	790	793	3	2020年10月3日
静岡県	885	885	-	-	鹿児島県	790	793	3	2020年10月3日
愛知県	926	927	1	2020年10月1日	沖縄県	790	792	2	2020年10月3日
三重県	873	874	1	2020年10月1日					



中小企業の資金繰りに関する情報

年末を迎えるこの時期、新型コロナウイルスの影響もあり、資金繰りに不安を感じる経営者もいらっしゃるでしょう。ここでは、業種別の資金繰りに関するデータと、中小企業向けの資金繰り支援情報をご紹介します。

■ 全産業の平均は1.83

2020年版中小企業白書*から、業種別に資本金2000万円未満規模の企業の、固定費と流動性の高い手元資産の比率をまとめると、下グラフのとおりです。

この比率は2018年のものですが、流動性の高い手元資産が年間で生じる固定費の何年分に相当するかを示すものです。

全規模では全産業が1.83ですが、卸売業が3.96と最も高くなりました。資本金1000万円未満は全産業は0.97ですが、卸売業と小売業、製造業が1を超えました。資本金1000万円以上2000万円未満では、全産業が1.54となったほか、製造業と卸売業、小売業が1を超えています。

この比率が低いほど、資金繰りが厳しいと思われる。貴社の状況はいかがでしょうか。

■ 中小企業向け資金繰り支援情報

年末にかけて資金需要が高まる時期です。以下に、主な資金繰り支援情報をご紹介します。資金調達の一助としてご利用ください。

● 中小企業庁「金融サポート」(<https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/index.html>)

政府系金融機関による融資、信用保証協会による保証などをまとめて紹介するページです。

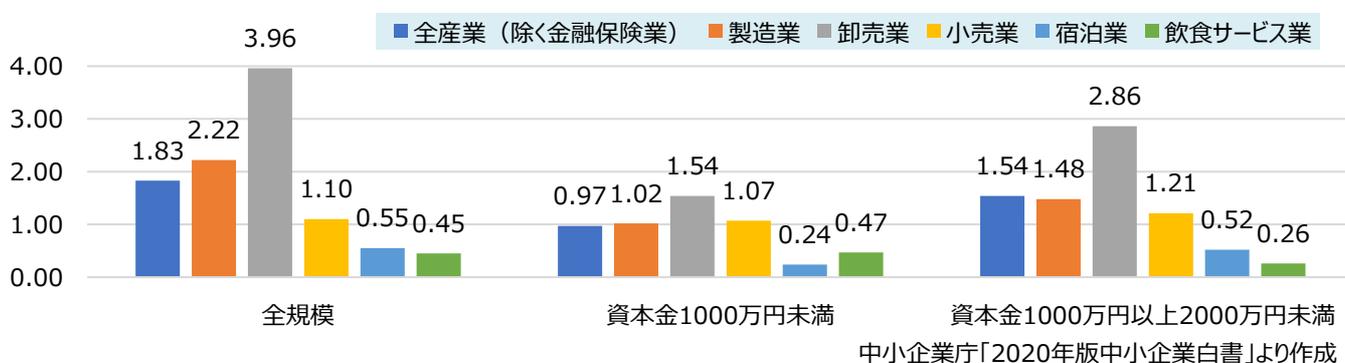
● 中小企業向け資金繰り支援一覧表 (https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shikinguri_list.pdf)

個人事業主と中小企業向けに、受けられる支援をわかりやすくまとめています。

● 経済産業省「新型コロナウイルス関連の支援策パンフレット」(<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>)

資金繰り支援をはじめ、さまざまな支援策が詳しく網羅されています。

固定費と流動性の高い手元資産の比率



*中小企業庁「2020年版中小企業白書」掲載の数値で、以下の算式で求めたものです。

流動性の高い手元資産 (現金・預金+受取手形+売掛金) ÷ 年間固定費 (役員給与・賞与+従業員給与・賞与+福利厚生費+支払利息など+動産・不動産賃借料+租税公課)

https://www.chusho.meti.go.jp/pamphlet/hakusyo/2020/PDF/2020_pdf_mokujityuu.htm



拡大するEC市場と増加する ネットショッピング利用世帯

EC（電子商取引）は成長を続ける市場です。そして、コロナ禍の生活において、ネットショッピングの利用がさらに進んでいるようです。ここではこうした状況を、最新のデータから確認していきます。

■ 拡大が続くEC市場

ECには、企業間、消費者向け、個人間の市場があります。2020年（令和2年）7月に経済産業省が発表した資料※1によると、それぞれの市場は拡大を続けており、最新（2019年）の市場規模は下表のようになっています。

2019年の電子商取引市場

	市場規模	伸び率
BtoB-EC（企業間電子商取引）	353.0兆円	2.5%
BtoC-EC（消費者向け電子商取引）	19.4兆円	7.7%
CtoC-EC（個人間電子商取引）	1.7兆円	9.5%

経済産業省「令和元年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（電子商取引に関する市場調査）」より作成

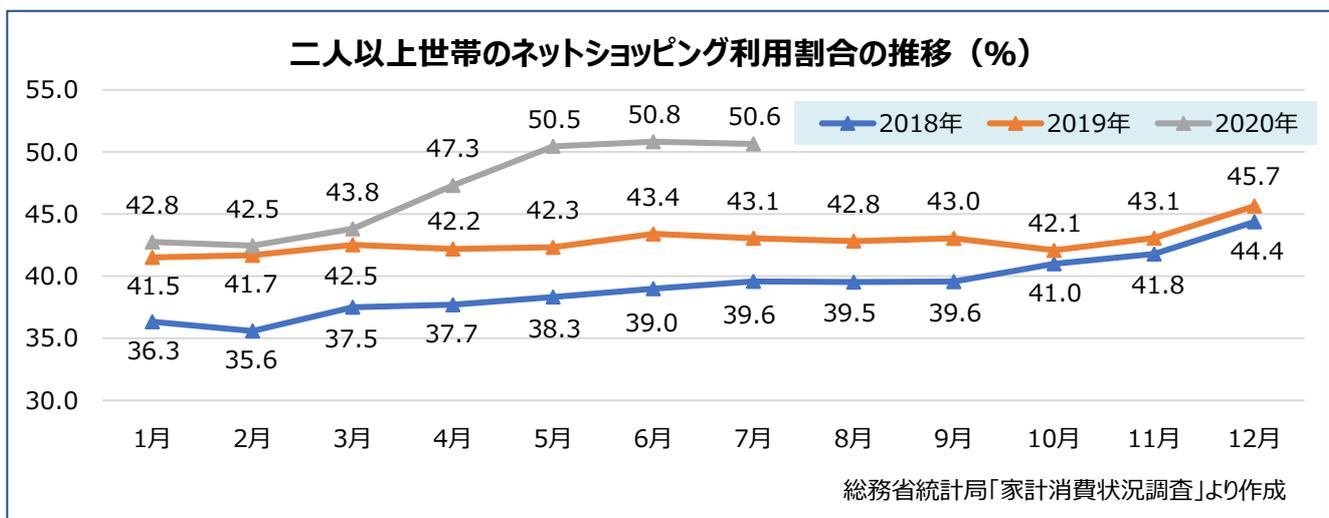
いずれの市場も規模が拡大していますが、前年からの伸び率ではCtoC-ECが9.5%で最も高くなっています。

フリマアプリなどの普及が進み、個人間の取引が増加傾向にあることなどから、2020年の消費者向けや個人間の市場規模は、さらに拡大していることが考えられます。

■ 利用割合が50%を超える

ネットショッピングの利用状況について、総務省が9月に発表した「家計消費状況調査」※2から、二人以上世帯のネットショッピング利用割合をまとめると、下グラフのとおりです。

ネットショッピングの利用割合は、2018年10月に40%を超えてからは40%台で推移していました。2020年に入り4月と5月の2ヶ月で急速に拡大し、5月に50%を超えました。その後も50%台を続けています。今後もこうした傾向は続いていくものと思われます。



※1経済産業省「電子商取引に関する市場調査の結果を取りまとめました」
<https://www.meti.go.jp/press/2020/07/20200722003/20200722003.html?from=mj>

※2総務省統計局「家計消費状況調査」
<https://www.stat.go.jp/data/joukyou/12.html>

年末の行事や年初の備品発注などの準備に追われます。スケジュールの確認を徹底し、もれのないようにしましょう。

2020年11月
お仕事備忘録

1. 年末調整の準備
2. 年末調整の電子化
3. 年末賞与の支払準備
4. 所得税の予定納税額の減額申請（第2期分のみ）
5. パート等の年間収入チェック
6. 防火対策

1. 年末調整の準備

年末調整については、どこまで段取り・準備をすすめておくかで業務効率が大きく異なります。対象者へ確認する事項、提出してもらう書類も多くあります。

特に今年は、基礎控除・給与所得控除・合計所得金額要件の変更、所得金額調整控除の新設、寡婦（夫）控除の見直し、ひとり親控除の新設等があり、様式も変更されています。

記入に戸惑う方が増えることが予想されますので、年末調整の申告書回収を進める前に、変更点を整理し、従業員からの問い合わせに対応できるようにしておきましょう。申告書の提出忘れや証明書の添付もれがないように、回収期限を早めに設け、確認しましょう。

2. 年末調整の電子化

今年の年末調整から、これまで書面で提出を受けていた生命保険料や住宅借入金等の各種控除証明書について、電子データによって提供を受けることができるようになります。なお、電子データによる手続きを行うためには、税務署への届出や従業員への周知など事前の準備が必要です。

3. 年末賞与の支払準備

今月は、賞与の支給額を決めるための準備があります。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配布などを行いましょ。

4. 所得税の予定納税額の減額申請（第2期分のみ）

11月は、所得税（復興特別所得税を含む）の予定納税第2期分の納付月です。もし、その年の申告納税見積額が予定納税基準額（注）に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額にかかる承認を申請することができます。11月1日～15日（今年は15日が休日のため、16日まで）までに提出できる減額申請は、予定納税のうち第2期分のみです。

（注）予定納税基準額は、税務署が計算をして事前に納税者へ通知します。この予定納税基準額は所得税及び復興特別所得税の合計額で計算します。

5. パート等の年間収入チェック

パートやアルバイト等においては、所得税法上の扶養親族の範囲等で働いていることが多くあります。そのため、年末になってこのまま勤務するとその収入の範囲を超えてしまうため、急に休んでしまうことが懸念されます。今のうちから収入をチェックしておき、年末の忙しい時期になって「人手が足りない」と困ることがないように、調整しておきましょう。

6. 防火対策

秋の火災予防運動の時期です。いざというときに慌てないように、避難訓練や非常時の対応方法について周知しておきましょう。

- ・ 消防設備の点検 消火器、非常口、非常階段、避難経路など
- ・ 非常時の対応方法見直し 連絡方法、避難対策など

冬にかけて火を取り扱う機会が増えてきます。火の後始末の方法などを確認しましょう。また不用意に、燃えやすいもの等を屋外に放置しないようにしましょう。



2020.11

今月は、年末調整や賞与支給などの準備に追われます。段取りよく計画をたててスムーズに業務ができるようにしましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	日	赤口	●過労死等防止啓発月間（～30日まで） ●労働保険適用促進月間（～30日まで） ●テレワーク月間（～30日まで）
2	月	先勝	
3	火	友引	文化の日
4	水	先負	
5	木	仏滅	
6	金	大安	
7	土	赤口	立冬
8	日	先勝	
9	月	友引	●秋季全国火災予防運動（～15日まで）
10	火	先負	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（10月分）
11	水	仏滅	
12	木	大安	
13	金	赤口	
14	土	先勝	
15	日	仏滅	
16	月	大安	●継続・有期事業概算保険料延納額の支払（第2期分※口座振替を利用する場合） ●所得税の予定納税額の減額申請（第2期分のみ）提出期限
17	火	赤口	
18	水	先勝	
19	木	友引	
20	金	先負	
21	土	仏滅	
22	日	大安	小雪
23	月	赤口	勤労感謝の日
24	火	先勝	
25	水	友引	
26	木	先負	
27	金	仏滅	
28	土	大安	
29	日	赤口	
30	月	先勝	●健康保険・厚生年金保険料の支払（10月分） ●所得税の予定納税額の納付期限（第2期分） ●個人の事業税納付（第2期分）※各都道府県の条例で定める日まで